

総長が特に命じる国際交流に係る事務を担当する部長を事務本部に置く件

第1 事務本部に、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第10条第1項の規定に基づき、国際交流に係る事務について、研究国際部長の職務を助け、及び総括整理させるため、国際交流担当部長を置く。

第2 国際交流担当部長が所掌する事務及びその事務処理に係る研究国際部における指揮命令に関し必要な事項その他国際交流担当部長に関し必要な事項は、研究国際部長が定める。